

埼玉県地域保健医療計画(第8次) 北部圏域取組(案)

5つの大項目と19の小項目

◆第7次計画の圏域別取組を継続することを基本とする。

1 親と子の保健対策

- ①不妊・不育症に関する支援の充実 ②小児在宅医療の環境整備 ③児童虐待防止のための体制強化
- ④発達障害児への支援の充実 ⑤思春期保健対策の強化と健康教育の推進

2 在宅医療の推進 (在宅歯科診療を含む)

- ⑥在宅医療提供体制の整備 ⑦患者を支える多職種連携体制の整備
- ⑧医療・介護需要の増加に対応するための人材確保・育成 ⑨在宅医療に関する情報提供

3 精神疾患医療

- ⑩心の健康づくりに関する普及啓発と相談支援体制の充実 ⑪認知症対策の推進
- ⑫地域移行支援(精神科病院の長期入院者の退院)の推進

4 健康増進・生活習慣病予防対策

- ⑬各市町健康増進・食育推進計画の推進体制の整備
- ⑭生活習慣病等に関する情報提供、健康診断等の受診勧奨 ⑮歯科口腔保健の推進

5 健康危機管理体制の整備充実及び

隣接する群馬県との連携

- ⑯大規模災害時における医療提供体制の確保 ⑰中長期的な健康管理活動の確保
- ⑱新興・再興感染症対策の発生・まん延時に向けた対策 ⑲安全な食品の提供

*第7次の小項目「新型インフルエンザ・新興感染症対策の強化」から変更

各圏域で
取組選定

第8次計画に定める基本理念の実現に向け、各々 1項目以上の取組を選定。

- ① ポストコロナにおける新興感染症発生・まん延時に向けた対策
- ② 安心と活気にあふれる高齢社会実現に向けた健康づくりの推進
- ③ 誰もが安心して自分らしい暮らしができる、多様な方々が共生する社会の構築

小項目の中で各々の
理念の実現を目指す